衆議院経済産業委員会ニュース

【第 222 回国会】令和８年 10 月 28 日（水）、第３回の委員会が開かれました。

１　原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案（内閣提出第 11 号）
特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案（内閣提出第 12 号）
・赤澤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）宗清皇一君（自民）、新谷正義君（自民）、今岡植君（自民）、喜多義典君（維新）、若狭清史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

宗清皇一君（自民）

（１）　原油等の調達先の多角化が進まなかった理由
（２）　原油等調達多角化法案
　ア　平時からの原油調達の多角化に向けた計画策定及び数値目標設定の必要性
　イ　指定水路利用合理化促進業務に係る納付金の対象事業者及びその数、納付金額の規模並びに同制度が経済や国民生活に及ぼす影響
　ウ　多様な油種の精製に対応するための国内の製油所の設備増強等に対する予算措置の必要性
　エ　今後もナフサを安定的かつ継続的に確保できる見通しがあるかの確認並びに調達先の多角化を進めつつ国全体の調達状況、今後の供給見通し及び川上、川中、川下の在庫状況について積極的かつ継続的に情報発信を行う必要性
（３）　原油等輸送保険法案に基づく契約の手数料、交付金の額及び過失割合等の取決めについて、外国保険会社の再保険料と同等の水準とし、政府のみがリスクを負担しない仕組みとする必要性
（４）　ＪＯＧＭＥＣ法改正案
　ア　原油等の調達の多角化に向けた進め方の確認
　イ　国際競争が激しさを増している状況を踏まえ原油等の調達の多角化、重要鉱物等の確保及び再利用に向けたＪＯＧＭＥＣの体制強化の必要性

新谷正義君（自民）

（１）　中東情勢へのこれまでの対応についての評価及び今後の資源確保に向けた戦略
（２）　ナフサの調達に係る取組状況及びその評価並びに安定供給確保のために必要な対策
（３）　原油等調達多角化法案における実施指針の策定に当たり、これまでの調達の実態を踏まえた原油調達多角化の在り方
（４）　エネルギーの安定供給に向けた戦略及びこれに取り組む赤澤経済産業大臣の決意

今岡植君（自民）

（１）　ホルムズ海峡の状況が平常化した場合においても平時の前提が変化したとの認識に立ち、原油等調達多角化法案及び原油等輸送保険法案並びにパワーＧＸに基づく制度設計を行っているかの確認
（２）　原油等調達多角化法案
　ア　事業者の調達行動の変容を促すために交付金制度において支援対象とする費用及び原油等の調達方法
　イ　ホルムズ海峡依存度の低減に向けた具体的な数値目標並びに政策効果を測る定量的な指標の設定及び達成状況の公表の必要性
　ウ　納付金の単価及び徴収総額の見通し並びに製品価格への影響を公表する必要性

エ　指定水路以外の航路等のリスクの把握方法及び対応策
オ　納付金及び交付金の収支の公表方法並びに原資に余剰又は不足が生じた場合の対応

（３）　原油等輸送保険法案
ア　国による再保険制度を創設する意義
イ　保険料の急騰や保険会社による自主的な引受停止が生じた場合の対応
ウ　民間の保険市場が負担してきたリスクを国が引き受ける意義及び特定海上財物保険履行確保契約の手数料を国が引き受けるリスクに見合う水準とするかの確認
エ　同契約締結の上限となる交付金の金額の総額について、管理方法及び当該金額の予算上の位置付け並びに国会や国民へ報告する必要性

（４）　エネルギー制約が日本の成長の制約とならないようエネルギーの安全保障強化及び安定供給に取り組む赤澤経済産業大臣の決意

喜多義典君（維新）

（１）　原油等輸送保険法案
ア　船舶保険及び貨物保険に係る新法を経済産業省所管の法律として制定する意義
イ　本法律案に基づく国の支援制度について、万が一の場合のため平時から準備するものであること、国内外の損害保険会社の優遇や民業介入を意図するものでないこと及び我が国に重要な物資の安定供給に有益なものであることの確認

（２）　原油等調達多角化法案
ア　「指定水路の利用の合理化」の意味
イ　輸送コストの増加分は最終的に国民全体で負担することとなることを踏まえ、本法律案の必要性を国民に丁寧に説明する必要性
ウ　本法律案に対する石油業界の反応

若狭清史君（維新）

（１）　原油等調達多角化法案
ア　ホルムズ海峡を経由する原油の調達比率低減の数値目標及び交付金制度と燃料価格激変緩和措置の整合性
イ　指定水路利用合理化促進業務における交付金の交付対象となる費用並びに納付金に係る中小・独立系事業者の取扱い及びこれらの事業者が対象外となるための要件
ウ　納付金徴収開始前の財源及び返済ルール、ＪＯＧＭＥＣが当該業務を実施するに当たってのガバナンスの在り方並びに納付金の税務上の取扱い

（２）　原油等輸送保険法案
ア　外国保険会社による再保険者の自主的撤退時に交付金の対象となるか否かの確認及び手数料算定時に参照するデータ及び時期
イ　政府再保険の限度額の積算根拠及び交付財源

（３）　両法律案を連動させ確実な運用に向け取り組む赤澤経済産業大臣の決意